日本産科婦人科内視鏡・ロボティクス学会 ロボット手術委員会

ロボット手術プロクター制度規則

第 1 章 総則

目的

第 1 条　婦人科良性疾患・悪性疾患に対するロボット手術を適用する際には、既存の手術機器の取り扱いに加えて、ロボット手術特有の機器に関する知識が必要とされ、機器の誤操作は患者への思わぬ合併症発生に直結し得ることから、ロボット手術の機器操作には十分な習熟を要する。ロボット手術を新規に導入する時には、ロボット手術に関する経験と知識が豊富な指導者（プロクター）が手術に立ち会い、手術を直接指導（プロクタリング）する独自の教育システムが必要とされる。

日本産科婦人科内視鏡・ロボティクス学会（以下、本学会と略す）は、婦人科領域におけるロボット手術に関する教育システムを構築し、ロボット手術プロクターの育成・認定をするためのプロクター制度（以下、本制度と略す）を、ロボット手術に関連する日本産科婦人科学会、日本婦人科腫瘍学会の承認のもと、運用する。これにより本邦における婦人科ロボット手術の健全な普及と進歩を促し、ひいては国民の福祉に貢献することを目的とする。

対象

第 2 条　本制度は、各種婦人科疾患に対するロボット手術を新規に始める術者に対し、安全かつ円滑な手術が行えるよう適切に指導（プロクタリング）できるプロクターを対象とし、その育成と資格認定について規定する。

第 2 章 婦人科ロボット手術プロクター制度委員会

プロクター制度

第 3 条　ロボット手術委員会（以下、本委員会と略す）で本制度を運用する。

業務

第 4 条

プロクター制度に関する業務は以下の各項とする。本委員会において決議された案件は委員長から理事長に報告し、理事会の議を経て実効に移される。

(1) プロクター制度の運用に関する事案に対応。
(2) プロクター制度の運用に関する関連他学会との連絡調整。
(3) プロクター講習会開催などを通じて、婦人科ロボット手術プロクターを養成。
(4) その他の本制度に関連したすべての業務に対処。
(5) プロクター審査のため本委員会内にプロクター審査部会を設置。

第 3 章 ロボット手術プロクター審査部会

プロクター審査部会の業務

第 5 条 プロクターの新規・更新申請を審議し、指導資格の妥当性を判断する。審査結果をロボット手術委員会に報告する。

プロクター審査部会委員

第 6 条

審査部会委員は、以下の全ての条件を満たさねばならない。

(1) 本学会会員であり会費未納がない。

(2) 日本産科婦人科学会指導医である。

(3) 旧日本婦人科ロボット手術学会認定プロクターであり、2026 年 4 月 1 日以降は本学会認定プロクターである。

(4) ロボット手術に関する学会および学術雑誌（査読あり）において十分な業績（論文発表と学会発表を合わせて 5 件以上：共著・共同演者も可）を有する。

(5) ロボット手術の執刀あるいは指導症例が合計 60 例以上の経験を有し、執刀を独力で完遂でき、手術の指導ができる。

プロクター審査部会委員選出方法

第 7 条

ロボット手術委員会が有資格者の中から候補者を指名し、理事会が認定する。審査委員には本学会腹腔鏡技術認定医、ロボット手術技術認定医および日本婦人科腫瘍学会の婦人科腫瘍専門医を各々複数名以上含むものとする。

プロクター審査部会長

第 8 条

審査部会長は審査部会委員の中から互選にて候補者を指名し、理事長が認定する。

プロクター審査部会委員の任期

第 9 条

審査部会委員の任期は理事会での認定時から 4 年とする。

2. 再任を希望する委員は、本学会会員ページのプロクター審査委員応募欄より必要事項を入力し申請する。申請には、直近 3 年間で 30 例以上の執刀または指導の実績を要する。

3. 再任に際しては、ロボット手術委員会で審査し、理事会が承認する。

第 4 章 良性、良性・悪性疾患プロクター申請資格

良性疾患プロクター

第 10 条

婦人科ロボット手術良性疾患プロクター認定を申請する者（以下、申請者と略す）は、手術ロボット機種ごとに行う。また申請者は以下の全ての条件を満たさねばならない。

(1) 本学会会員であり会費未納がない。

(2) 日本産科婦人科学会専門医である。

(3) ロボット良性疾患手術を独力で遂行できる技術を有している。
(4) ロボット手術を、40 例以上執刀あるいは指導（うち執刀 20 例以上）した経験がある。
(5) ロボット手術に関する学会および学術雑誌（査読あり）において、1 件以上の論文発表（共著可)、あるいは学会発表（共同演者可）を有する。
(6) 本学会が主催するプロクター講習会（良性疾患編）を受講している
※ 良性疾患プロクター資格を有する者が良性・悪性疾患プロクター資格の取得を希望する場合には、良性・悪性疾患プロクターの申請が新たに必要である。将来的に良性・悪性疾患プロクターを申請する可能性がある者はプロクター講習会の際に、悪性疾患のパートまで受講しておくことを薦める。
※ すでに手術ロボット機器のプロクター認定者が他機種のプロクター申請する場合は、当該機種で 4 例以上執刀、あるいは指導（うち執刀 2 例以上）した経験を要する。

良性・悪性疾患プロクター

第 11 条

婦人科ロボット手術プロクター認定（良性・悪性疾患）を申請する者（以下、申請者と略す）は、手術ロボット機種ごとに行う。また申請者は以下の全ての条件を満たさねばならない。

(1) 本学会会員であり会費未納がない。
(2) 日本産科婦人科学会専門医である。
(3) 日本婦人科腫瘍学会・婦人科腫瘍専門医である
(4) ロボット悪性疾患手術を独力で遂行できる技術を有している。
(5) ロボット手術を、50 例以上執刀あるいは指導（うち悪性腫瘍の執刀 20 例以上）した経験がある。
(6) ロボット手術に関する学会および学術雑誌（査読あり）において、1 件以上の論文発表（共著可)、あるいは学会発表（共同演者可）を有する。
(7) 本学会が主催するプロクター講習会（悪性疾患編まで）を受講している
※ すでに手術ロボット機器のプロクター認定者が他機種のプロクター申請する場合は、当該機種で 5 例以上執刀、あるいは指導（うち執刀 2 例以上）した経験を要する。

プロクター講習会の受講資格と受講料

第 12 条

(1) プロクター講習会を受講するには、ロボット手術を 20 例以上執刀していなければならない。
(2) 悪性疾患のプロクターの申請者は、プロクター講習会の良性・悪性疾患共通編に加え、悪性疾患編まで受講する必要がある。
(3) すでに手術ロボット機器のプロクター認定者が、他機種のプロクター講習会を受講する場合は、当該機種で 2 例以上執刀した経験を要する
(4) 受講料等プロクター講習会に関する詳細は別に定める。

第 5 章 プロクター資格申請・認定方法

申請方法

第 13 条

申請者は会員ページのプロクター関連 WEB フォームメニューのプロクター新規申請より必要事項を入力し申請送信する。**別表 1** に定める申請料を送金する。

(1) 婦人科ロボット手術プロクター認定審査料（別に定める）

(2) 本学会主催プロクター講習会受講証明証（写）

審査方法

第 14 条

審査部会は申請書類をもとに申請者を書類審査し、判定を行う。判定結果はロボット手術委員会に報告され、同委員会で協議される。良性疾患プロクター候補者は本会の理事会に報告され、認定される。良性・悪性疾患プロクター候補者は、本会の理事会に加え、日本婦人科腫瘍学会の理事会に報告され、共同認定される。

認定

第 15 条　本学会理事長は、前条の手続きを経て婦人科ロボット手術のプロクターとして認定した申請者に対して、良性ないしは良性・悪性疾患プロクター認定証を交付する。

認定プロクターの公表とプロクター依頼手続き

第 16 条

(1) 認定プロクターの氏名リストは、ロボット機種別・良性および良性・悪性疾患プロクター別に本学会ホームページ上に掲載する。

(2) プロクタリング依頼施設はプロクターに直接プロクタリングを依頼し、承諾を得たら、学会会員ページのプロクター関連 WEB フォームからプロクタリング依頼をする。指導する手術における責任の所在については、原則として依頼側が負うが、あらかじめプロクタリング依頼側（病院および主治医、担当医）とプロクターの間で十分取り決めておくことを推奨する。

プロクターの業務

第 17 条

(1) プロクター講習会等で示された必須指導項目を、プロクタリング時に教示する。

(2) プロクタリングが終了したら、プロクタリング依頼書のメールに記載されている報告書作成時の URL、または学会会員ページのプロクタリング報告書ボタン、またはプロクタリング実績リストからプロクタリング報告を 1 カ月以内に行う。

資格更新

第 18 条

婦人科ロボット手術プロクター認定資格は、機種毎、5 年ごとに更新を必要とする。更新は下記の書類をもとに審査部会が審査し、その結果をロボット手術委員会に報告する。同委員会の議を経て、良性疾患プロクター更新候補者は本会の理事会に報告され、認定される。良性・悪性疾患プロクター更新候補者に関しては、本会の理事会に加え、日本婦人科腫瘍学会の理事会に報告され、共同認定される。

本会理事長は、前条の手続きを経て更新が許可された申請者に対して、良性ないしは良性・悪性疾患プロクター認定証を交付する。資格更新申請は、会員ページのプロクター関連 WEB フォームメニューのプロクター認定更新申請より必要事項を入力し申請する。

(1) 本学会開催会期中に開催されるセミナーを直近 5 年間で 2 回以上受講（受講証明書を添付提出）＊ 2030 年までは、旧日本婦人科ロボット手術学会において開催されていたプロクター更新セミナーを充当することができる。
(2) 直近5年間で50例以上の執刀または指導の実績
(3) 更新審査にあたっては審査料5,000円を納入すること
(4) 良性・悪性プロクターは婦人科腫瘍専門医の認定証を提出すること

更新延期

第 19 条

次に該当する者は、更新申請を延期することができる。

(1) 産休、留学、病気療養等で臨床を中断した場合。
(2) やむを得ない事情でロボット手術に関われない時期があった場合。

＊ 更新延期願いは当該年度に本人が申請し、審査部会で審査する。ロボット手術委員会の議を経て、本会理事会に報告される。
＊ 延長期間中は本会ウェブサイト上のプロクターリストから削除しない。
＊ 延期は原則として 1 年とする。更なる延期が必要な場合は毎年延期願いを申請し、審査部会の審議を受ける。その結果はロボット手術委員会に報告され同会の議を経て、良性疾患プロクター再延期申請者は本会の理事会に報告される。良性・悪性疾患プロクター再延期申請者に関しては、本会の理事会に加え、日本婦人科腫瘍学会の理事会に報告され共同決議される。

資格喪失

第 20 条

次に該当する者はロボット手術委員会および理事会の議を経て、認定プロクターの資格を喪失する。

(1) 正当な理由を付して認定を辞退したとき。
(2) 認定・更新資格を満たさない状況に至ったとき。
(3) 申請書に虚偽の認められたとき。
(4) その他、プロクターとしてふさわしくないと判断されたとき。

附則

(1) 本規則は 2026 年 4 月 1 日に発効する。
(2) 本規則はロボット手術委員会の提議に基づき、日本産科婦人科学会、本学会、日本婦人科腫瘍学会における各理事会の議を経て改定する。
(3) 別機種対応関係追記。

別表-Ⅰ

婦人科ロボット手術プロクター認定審査料

婦人科ロボット手術プロクター認定申請を行う方は、以下の方法により認定審査料を決済いただき、振込いただいた領収書等を添付の上で申請書類をお送りください。

(1) 婦人科ロボット手術プロクター認定審査料別機種申請の際の Da Vinci 経験者の場合も同額とする。
審査料 5,000 円

(2) 振込方法は以下のどちらかでお願いいたします。

1) 会員ページのプロクター関連ページよりクレジット決済。
2) 銀行振込により送金。 銀行振込の場合には、プロクター認定申請の際、送金控えの添付が必要です。

(3) 振込の際のご注意 ※ お願い ※

1) 銀行振込の方は、お振込の際に、氏名の前に必ず会員番号を入れてください。お振込み者が特定できない場合は、未払い扱いとなる場合がございますのでご協力ください。
2) 振込手数料につきましてはご負担下さいます様お願い申し上げます。
3) WEB 上でクレジット決済の場合には、WEB 上で領収書の発行が可能です。銀行振込の場合には、窓口で発行された控を領収書としてください。
4) なお、審査の結果プロクター資格を認定されなくても申請料は払い戻しされません。

★ ※ お振込み先 ※

三菱 UFJ 銀行　六本木支店　店番 045 普通　0379389
シヤ）ニホンサンカフジンカナイシキヨウロボティクスガッカイ